

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 号 時 分
--------	---------------------	------------

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和8年8月24日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 大島令子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備考
1	高層マンション建設反対運動に端を発した建物の高さ制限について 令和6年末から令和7年にかけて、市内2か所において高さ40mに及ぶ高層マンションの建設が計画された。これに端を発し、昨年度は多くの議員が、市行政の対応について一般質問で取り上げた。令和7年9月議会の一般質問で高さ制限を設けるよう提案した結果、今年度、「都市計画検討調査業務委託費」が予算措置された。この委託費と高さ制限について、以下伺う。 (1) 都市計画検討調査業務委託事業の目的と業務内容は何か。 (2) 可住人口密度の検討と高さ制限はどのような関係性があるか。 (3) 市と委託業者が協力して高さ制限の考えをまとめる手法であるが、メリットは何か。	
2	N-バスの再編について N-バスは1998（平成10）年7月より運行を開始し、「市内交通空白地帯の解消」「公共施設の利便性向上」「高齢者や子ども等の交通弱者の社会参加の促進」「子育て支援」を目的に運行してきた。市の公共交通の役割を果たすべく、運行開始以降再編を重ね、また令和6年・7年にはデ	

	マンドタクシーの実証実験等を行い、現在、令和9年4月1日を目標に大きな再編を検討している。先般、市民向けに再編素案を示して意見募集を行うパブリックコメントも行われたが、今でも多数の市民の方から不安や心配の声が届く。 確認の意味も含めて、現時点の再編の検討状況を伺う。 (1) 7月13日から8月12日まで、N-バスの再編素案に対するパブリックコメントが実施されたが主な意見はどのようなであったか。 (2) 今回の再編では、今後もN-バスを維持するため等の理由で運賃を200円にすると示された。単純な値上げではなく「サービスを向上させる」と素案にはあるが、具体的にどのように向上させるのか。 (3) 今年度から75歳以上の市民向けに運賃無料化を実施している。再編後のN-バスでも無料で乗車できるのか。また新たに導入するデマンドタクシーも同様に75歳以上運賃無料とすべきであるがどうか。 (4) 8月6日に長久手温泉ござらっせがリニューアルオープンした。再編後のN-バスは福祉の家に行くルートがない。市の東部はデマンドタクシーで福祉の家に行けるが、市の西部からはどのように行けばよいのか。また三ヶ峯地区からはどのようなか。 (5) 現在は市役所や長久手古戦場駅などで、別の路線に乗り換えるときに無料の「乗り継ぎ券」を発行しているが再編後はどうか。またN-バスからデマンドタクシーへの乗り換え時も適用されるのか。 (6) 新たに本格導入するデマンドタクシーについて、予約方法はWEBのみか。高齢者には電話予約する方法が現実的だがどのようなか。	
3	こどもの権利条例の制定について 市長公約の「こどもの権利条例」の制定議案が今定例会に提出され、可決されると産声をあげる。市議会としてこれまで多くの制定自治体に視察に出向き、それぞれの自治体の特長や時代背景に即して子どもの権利が定められていた。実効性のある条例となるよう以下伺う。 (1) 第2条第1項に「こども」の定義として「18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」とあるが、特に18歳未満としたのはなぜか。 (2) 第13条の市の責務、第14条の理解促進について、具体的な取組や施策は何か。	

	(3) 第 1 7 条の相談体制の整備とは具体的にどのようなもので、いつ整備するのか。 (4) 第 2 2 条で施策推進のために計画を策定するとなっているが、こども計画の位置づけと進捗状況はどのようなか。 (5) 条例の施行は、令和 8 年 1 1 月 2 0 日となっているが、今年度に条例に即した施策実施に必要な事業はあるのか。また令和 9 年度に向けて、具体的な事業とそれに伴う予算措置はどのように考えているか。 (6) 条例の制定により本市のこどもの環境と未来はどのように変わると期待できるのか。	
--	--	--